

会員に対する処分規則

(総則および処分の対象となる行為)

第1条 本規則は、公益社団法人日本通信販売協会（以下「協会」という。）が、会員に対して行う処分に関する事項を定める。協会は、会員が、定款第9条第1項の各号に該当する行為をはじめ、次の各号に該当する行為を行った場合に、処分を行う。

- (1) 法令に違反する行為
- (2) 協会の定款、規則、決定事項、倫理綱領またはガイドラインに違反する行為
- (3) 行政機関等から処分を受けた行為
- (4) 消費者に対する不適正な行為
- (5) 通信販売に関する不適正な行為
- (6) 公序良俗に反する行為
- (7) 協会の名誉をき損し、または協会の目的に反する行為
- (8) 反社会的勢力との関係を有する行為
- (9) その他協会が処分に該当すると判断する行為

(処分の内容)

第2条 協会は、次の各号に定める処分を行う。

- (1) 「除名」とは、会員資格の剥奪をいう。
 - (2) 「改善勧告」とは、会長が、会員の行為を改善するよう通知することをいう。
 - (3) 「嚴重注意」とは、倫理委員会委員長が、会員の行為を改善するよう通知することをいい、その内容が前号に定める改善勧告より軽微なものを対象とする。
 - (4) 「注意」とは、倫理委員会委員長が、会員の行為を改善するよう通知することをいい、その内容が前号に定める嚴重注意より軽微なものを対象とする。
- 2 前項第2号から第4号に定める処分を受ける理由となった行為が改善されない場合、協会は当該会員に対し再度処分をすることができる。
- 3 処分を決定するにあたっては、当該会員の行った行為の重大性や社会的影響を勘案し、厳正かつ公明正大に判断する。

(除名の手続)

第3条 除名は、次の手続により行う。

- (1) 除名の手続は、定款第9条の規定により行う。
- (2) 協会は、除名を行った場合は、処分の対象となった行為を行った会員名、当該行為の概要および処分内容について公表する。

(改善勧告の手続)

第4条 改善勧告は、次の手続により行う。

- (1) 事務局は、当該会員の行為について調査し、倫理委員会に報告する。
- (2) 倫理委員会は、前号の報告を審査した上、当該会員において改善すべき事項がある

と認めるときは、そのための原案を作成し、理事会に報告する。この場合における倫理委員会の決定は、委員総数の3分の2以上の賛成を得て行う。

- (3) 理事会は、前号の報告を受けたときは、厳正に審理し、処分内容を決定する。この場合における理事会の決定は、理事総数の3分の2以上の賛成をもって行う。
- (4) 会長は、前号の処分が決定した後、当該会員に対し速やかに処分内容を通知する。
- (5) 改善勧告を受けた会員は、協会に、当該処分を受ける理由となった行為の改善状況を報告しなければならない。また、当該処分を受ける理由となった行為に関して、協会が主催するセミナー等を必ず受講し、再発防止を図るため社内体制の整備を含めた改善計画書を、協会に提出しなければならない。
- (6) 協会は、改善勧告を行った場合は、処分の対象となった行為を行った会員名、当該行為の概要および処分内容について公表する。
- (7) 改善勧告を受けたにも関わらず、さらに当該処分を受ける理由となった行為を繰り返す会員に対しては、理事会において厳正に審理しさらなる処分を検討する。

(厳重注意の手続き)

第5条 厳重注意は、次の手続により行う。

- (1) 事務局は、当該会員の行為について調査し、倫理委員会に報告する。
- (2) 倫理委員会は、前号の報告を審査した上、当該会員において厳重に注意すべき事項があると認めるときは、そのための原案を作成する。この場合における倫理委員会の決定は、委員総数の3分の2の賛成をもって行う。
- (3) 倫理委員会委員長は、前号の原案に基づき処分内容を決定し、当該会員に通知する。
- (4) 倫理委員会は、厳重注意を行ったときは、処分後最初に開催する理事会において報告を行う。
- (5) 厳重注意を受けた会員は、当該処分を受ける理由となった行為に関して、協会が主催するセミナー等を必ず受講し、再発防止策について協会に報告しなければならない。
- (6) 協会は、厳重注意を行った場合は、関係省庁や関連団体等に対しその事実を報告する。

(注意の手続)

第6条 注意は、次の手続により行う。

- (1) 事務局は、当該会員の行った行為について調査し、倫理委員会に報告する。
- (2) 倫理委員会は、前号の報告を審査した上、当該会員において注意すべき事項があると認めるときは、処分内容を決定し、当該会員に対して委員長名をもって通知する。この場合における倫理委員会の決定は、委員総数の3分の2の賛成をもって行う。
- (3) 倫理委員会は、注意を行ったときは、処分後最初に開催する理事会において報告を行う。
- (4) 注意を受けた会員は、当該処分を受ける理由となった行為に関して、協会が主催するセミナー等を必ず受講し、再発防止を図らなければならない。

(通知)

第7条 本規則における通知とは、協会が当該会員の届け出た住所に書面を送付することをいう。ただし、協会事務局から口頭で告げられる等、当該会員が当該通知の内容を知ったときは、通知があったものとする。

付則

1 本規則は、平成18年4月1日より実施する。

付則

1 本規則は、公益社団法人の設立の登記の日より実施する。

付則

1 平成18年4月1日施行の規則は廃止する。

2 本規則は、平成30年3月8日より改正施行する。

付則

1 平成30年3月8日改正施行の規則は廃止する。

2 本規則は、令和4年11月17日より改正施行する。

付則

1 令和4年11月17日改正施行の規則は廃止する。

2 本規則は、令和6年3月12日より改正施行する。